



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *43 和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する規則の一部を改正する規則 (市町村課)..... 1
- *44 和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則 (")..... 2

規 則

和歌山県規則第43号

和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年10月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する規則 (平成21年和歌山県規則第18号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1 (第3条関係)		別表第1 (第3条関係)	
区分	事務	区分	事務
略		略	
7 略	略	7 略	略
8 条例別表第1第8項に規定する規則で定める事務	(1) 保護を必要とする状態にある外国人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 (2) 外国人に対する生活保護法(昭和25年法律第144号)第24条第1項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第9項の規定に準じて行う保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 (3) 外国人に対する生活保護法第29条第1項の規定に準じて行う資料の提供等の求めの対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 (4) 外国人に対する生活保護法第55条の4第1項の規定に準じて行う就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 (5) 外国人に対する生活保護法		

	<p>第55条の5第1項の規定に準じて行う進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</p> <p>(6) 外国人に対する生活保護法第55条の8第1項の規定に準じて行う被保護者健康管理支援事業の実施のために必要となる被保護者に関する情報の収集又は整理に関する事務</p> <p>(7) 外国人に対する生活保護法第63条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還の対象となる被保護者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認</p> <p>(8) 外国人に対する生活保護法第77条第1項、第77条の2第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に準じて行う徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の規定に準じて行う徴収金の徴収を含む。)の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認</p>
--	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第44号

和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年10月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則(平成29年和歌山県規則第29号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第2条 条例別表第1に規定する規則で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める事務とする。</p> <p>2 条例別表第2に規定する規則で定める事務は、別表第2の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる事務とし、条例別表第2に規定する規則で定める特定個人情報は、別表第2の中欄に掲げる事務の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める情報とする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第3条 条例別表第3に規定する規則で定める事務は、別表第3の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる事務とし、条例別表第</p>	<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第2条 条例別表第1に規定する規則で定める事務は、別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める事務とする。</p>

3に規定する規則で定める特定個人情報、別表第3の中欄に掲げる事務の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める情報とする。

別表第1 (第2条関係)

区分	事務
略	
3 略	略
4 条例別表第1の1の項(4)に規定する規則で定める事務	(1) 外国人に対する生活保護法(昭和25年法律第144号)第19条第1項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務 (2) 外国人に対する生活保護法第24条第1項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第9項の規定に準じて行う保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (3) 外国人に対する生活保護法第25条第1項の規定に準じて行う職権による保護の開始又は同条第2項の規定に準じて行う職権による保護の変更に関する事務 (4) 外国人に対する生活保護法第26条の規定に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事務 (5) 外国人に対する生活保護法第29条第1項の規定に準じて行う資料の提供等の求めに関する事務 (6) 外国人に対する生活保護法第55条の4第1項の規定に準じて行う就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (7) 外国人に対する生活保護法第55条の5第1項の規定に準じて行う進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (8) 外国人に対する生活保護法第55条の8第1項の規定に準じて行う被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務 (9) 外国人に対する生活保護法第63条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還に関する事務 (10) 外国人に対する生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に準じて行う徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の規定に準じて行う徴収金の徴収を含む。)に関する事務
5~10 略	

別表 (第2条関係)

区分	事務
略	
3 略	略
4~9 略	

別表第1の次に次の2表を加える。

別表第2 (第2条関係)

区分	事務	情報
1 条例 別表第 2の1 の項(2) に規定 する規 則で定 める事 務	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「府省令」という。）各条に規定する事務（生活保護実施関係情報（府省令第8条第1号イに規定する生活保護実施関係情報をいう。以下この表及び次表において同じ。）の提供を受ける事務に限る。）であって知事が処理するもの	当該事務の区分に応じて府省令で定められた者に係る外国人に対する生活保護法第19条第1項の規定に準じて行う保護の実施、同法第24条第1項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第9項の規定に準じて行う保護の変更、同法第25条第1項の規定に準じて行う職権による保護の開始若しくは同条第2項の規定に準じて行う職権による保護の変更又は同法第26条の規定に準じて行う保護の停止若しくは廃止に関する情報（次表において「外国人生活保護実施関係情報」という。）
2 条例 別表第 2の1 の項(3) に規定 する規 則で定 める事 務	(1) 外国人に対する生活保護法第19条第1項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務 (2) 外国人に対する生活保護法第24条第1項の規定に準じて行う保護の開始又は同条第9項の規定に準じて行う保護の変更の申請に係る事実	保護を必要とする状態にある外国人又は生活保護法第2条の規定に準じて行う保護を受けていた外国人（次表において「要保護外国人等」という。）に係る次に掲げる情報 ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の2第1項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第20条第1項の療育の給付の支給又は同法第24条の2第1項の障害児入所給付費の支給に関する情報 イ 生活保護法第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更、同法第26条の保護の停止若しくは廃止、同法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給又は同法第55条の5第1項

<p>についての審査に関する事務</p>	<p>の進学準備給付金の支給に関する情報</p>
<p>(3) 外国人に対する生活保護法第25条第1項の規定に準じて行う職権による保護の開始又は同条第2項の規定に準じて行う職権による保護の変更に関する事務</p>	<p>ウ 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報</p> <p>エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第13条第1項、第31条の6第1項、第32条第1項、附則第3条第1項若しくは附則第6条第1項の資金の貸付け又は同法第31条（同法第31条の10において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給に関する情報</p>
<p>(4) 外国人に対する生活保護法第26条の規定に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事務</p>	<p>オ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第3条第1項の特別児童扶養手当、同法第17条の障害児福祉手当又は同法第26条の2の特別障害者手当の支給に関する情報</p> <p>カ 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報</p>
<p>(5) 外国人に対する生活保護法第63条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還に関する事務</p>	<p>キ 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第18条第2号の求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金の支給に関する情報</p>
<p>(6) 外国人に対する生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に準じて行う徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の規定に準じて行う徴収金の徴収を含む。）に関する事務</p>	<p>ク 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項及び第3項の支援給付の支給の実施、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号。以下このクにおいて「平成19年改正法」という。）附則第4条第1項の支援給付の支給の実施若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号。以下このクにおいて「平成25年改正法」という。）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成25年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下このクにおいて「旧法」という。）第14条第1項の支援給付、平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第3項の支援給付若しくは平成25年改正法附則第2条第3項の支援給付の支給の実施又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進</p>

		<p>並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項(平成19年改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。)若しくは平成25年改正法附則第2条第1項若しくは第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第24条第1項の開始若しくは同条第9項の変更、同法第25条第1項の職権による開始若しくは同条第2項の職権による変更若しくは同法第26条の停止若しくは廃止に関する情報</p> <p>ケ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第6条の自立支援給付の支給に関する情報</p> <p>コ 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第5条第1項の特定医療費の支給に関する情報</p>
--	--	--

別表第3(第3条関係)

区分	事務	情報
1 条例別表第3の1の項(2)に規定する規則で定める事務	<p>(1) 外国人に対する生活保護法第19条第1項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務</p> <p>(2) 外国人に対する生活保護法第24条第1項の規定に準じて行う保護の開始又は同条第9項の規定に準じて行う保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務</p> <p>(3) 外国人に対する生活保護法第25条第1項の規定に準じて行う職権による保護の開始又は同条第2項の規定に準じて行う職権による保護の変更に関する事務</p> <p>(4) 外国人に対する生活保護法第26条の規定に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事務</p> <p>(5) 外国人に対する生活保護法第63条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還に関</p>	<p>要保護外国人等に係る次に掲げる情報</p> <p>ア 特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)第2条の経費の支弁に関する情報</p> <p>イ 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第24条の援助の実施に関する情報</p>

	する事務 (6) 外国人に対する生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に準じて行う徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の規定に準じて行う徴収金の徴収を含む。)に関する事務	
2 条例別表第3の2の項(2)に規定する規則で定める事務	府省令各条に規定する事務(生活保護実施関係情報の提供を受ける事務に限る。)であつて知事が処理するもの	当該事務の区分に応じて府省令で定められた者に係る外国人生活保護実施関係情報

附 則

この規則は、公布の日から施行する。